

V【自然共生】

自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

目指す将来の姿

- 三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）について、豊かな生態系がはぐくまれ、人々が親しみ・安らげる水環境と湖沼を訪れるすべての人が快適であると肌で感じられる環境が実現されています。また、この環境を各主体が守り、賢明な利用が進み、次世代を担う子供たちへ受け継がれています。
- 希少野生動植物の保護・管理、自然生態系の保全・再生及び外来種の防除等が県民との協働により実施され、人と共存しながら多種多様な動植物が生息生育しています。
- 農業者が環境にやさしい農業に容易に取り組み、消費者がその方法によって生産される農産物を容易に入手できる社会が実現しています。また、森林や林業の重要性に対する県民の理解が深まり、森林の健全な整備・保全が進むことにより森林の持つ多面的機能が高まっています。
- 豊かな自然環境を有する自然公園、地域固有の環境資源が保護・管理され、人と自然のふれあいの場として多くの方々に親しまれ、利用されるとともに、地域の活性化が図られています。

V-1 三大湖沼の浄化と利活用の推進

ア 目 標

- ・ 三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）の水質改善を進めるなど、保全・再生を図り、その利活用を推進します

| 主な目標指標 | 現 状 (平成22年度末) | 目 標 (平成26年度末) |
|--------------------|------------------|--|
| 中海の水質(COD) [mg/L] | 5.3 mg/L | 5.1 mg/L (H25年度末) * H26年度末目標は次期保全計画で設定予定 |
| 湖山池の水質(COD) [mg/L] | 6.5 mg/L | 4.3 mg/L (H22年度末時点) * 将来目標は第3期水質管理計画で設定予定 (H24年度) |
| 東郷池の水質(COD) [mg/L] | 5.5 mg/L | 4.5 mg/L (H27年度末) |

イ 現状と課題

- ・ 三大湖沼とは、県内湖沼の中でも特に大きく、人々との関わりも深く、大きな関心を持たれている湖であり、中海は日本最大の汽水域の一部であり、全国第5位の湖面積を有しています。日本有数の水鳥飛来地ともなっており、平成17年には「ラムサール条約湿地」に登録されました。湖山池は「池」と名の付く湖沼では日本最大の面積を持ち、平成22年には、美しい貴重な地質遺産である「世界ジオパーク」として認定された「山陰海岸ジオパーク」の一角をなしています。東郷池は「鶴の湖」とも呼ばれ、湖内から温泉が湧く珍しい「湖中泉」もあり、周辺には温泉街が広がる観光地となっており、また、「黒いダイヤ」とも称される大粒のヤマトシジミの生産地としても知られています。
- ・ 三大湖沼について、各湖沼計画に基づく水質浄化に係る各種施策を総合的に展開していますが、依然として水質（CODなど）は環境基準の達成には至っていません。

湖沼の汚濁要因は、周辺からの流入負荷や堆積しているヘドロからの汚濁物質の溶出などが考えられます。また、生物の減少による自然の浄化機能の低下という面も考えられます。この様に複合的な要因により汚濁した湖沼の水質改善は容易ではなく、長期的な視野に立って各種施策を展開・継続することが必要です。

点源負荷対策は、これまでの下水道等の整備事業により着実に減少していますが、引き続き継続的な事業実施が必要です。

面源負荷対策は、より効果的な施策の検討を含めた各種対策を計画し、実施していく必要があります。

湖内対策は、これまでも底泥浚渫、底泥覆砂事業等を実施し、湖底環境の改善に取り組んできましたが、更なる水質浄化策として、新たに生態系を活用する自然浄化策などへの展開をはじめてめています。

湖沼環境の保全のためには、行政のみならず地域住民、関係者が連携して継続的に取り組むことが重要であるため、これまで以上の普及・啓発活動が必要です。
- ・ 鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、その趣旨は「自然環境の保全」と中海の生態系を活かして、漁業、農業、スポーツ、観光、環境教育の場としての利用等を行う「賢明な利用（ワイズユース）」であり、中海の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的に活用していくことが、求められています。

中海は、水質の改善だけでなく、利活用策の検討、湖岸堤の整備、農地排水不良への対策等、様々な分野で問題を抱えており、全体的な問題を認識しつつ、それぞれの問題に対して地域住民や関係機関との協働により対処することが必要です。

平成22年4月には、国、島根県、鳥取県、関係市等の行政機関が構成員となり「中海会議」を設置し、共同・連携した取組みを進めています。これまでのNPO団体などを中心とした「アダプトプログラム（一つの美化活動の形態であり、中海では、参加団体が受け持ちエリアを決めて、定期的に行う清掃活動のこと）」、「アマモ場の造成」などの取組みの継続や「海藻刈りによる水質浄化とそれらを原料として特殊肥料を製造するリサイクルの取組み」などの新たな支援により、住民との協働等による一層の環境保全対策等を進めていく必要があります。

ウ 各主体に期待される役割

| | |
|--------|---|
| 県民・NPO | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭でできる生活排水対策を実行 ・汚水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換、設置した浄化槽の適正な維持管理 ・河川・湖沼等の美化などの環境保全活動を実施・参加 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い排出する水質汚濁物質の確認・排出削減 ・河川・湖沼等の美化などの環境保全活動を実施・参加・支援 ・環境にやさしい農業の推進や森林の適正管理 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道や浄化槽等の汚水処理施設整備の促進 ・地域の環境体験学習や環境保全活動を支援することにより、より一層の水質保全啓発 ・環境保全活動等の情報提供や活動の場を提供することにより、取り組みを支援 ・水環境に関する水質監視を実施 ・環境にやさしい農業の普及指導や森林の適正管理 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道や浄化槽等の汚水処理施設整備の促進 ・環境体験学習や環境保全活動を支援することにより、水質保全啓発 ・環境保全活動等の情報提供や活動の場を提供することにより、取り組みを支援 ・水環境に関する水質監視、工場・事業場の排水に対する監視・指導を実施 ・環境にやさしい農業の普及指導や森林の適正管理 ・水質浄化に向けた調査・研究を行い、生態系回復対策を含む湖内浄化 |

エ 施策

V-1-1 県内三大湖沼（中海、湖山池、東郷池）の浄化対策の推進

① 中海の水質浄化対策

- ・鳥取県と島根県が策定した湖沼水質保全計画に基づき、各種水質保全施策を総合的・計画的に推進して水質改善を進めます。

| | |
|--------------------|--|
| 流入汚濁負荷の一層の削減 | 生活排水対策（下水道・浄化槽等の整備）、工場・事業場排水対策、農地・市街地・自然地域対策、流入河川直接浄化対策など |
| 湖内浄化対策 | 浅場、藻場の造成及び沿岸域などへ覆砂を行い、湖岸域の環境改善を行うとともに生物が生息生育可能な環境を再生など |
| 自然浄化機能の活用 | 再生した生物による自然浄化機能の回復 生物の適正な系外持ち出しによる物質循環系の構築など |
| 地域住民等の協力確保と環境学習の推進 | 地域住民の美化活動（アダプトプログラム、流入河川清掃等）に対する支援など行政・大学・NPO・地域住民等が連携した取り組み |

| | |
|-------|---|
| | わかりやすい湖沼環境指標として五感による湖沼環境調査 子供達による身近な河川調査等の環境教育など |
| 調査・研究 | 国・大学・県が連携した複雑な汚濁機構解明とより効果的な水質保全対策の調査研究など |

【中海での環境学習】

【NPO等による海藻の回収と堆肥化】

【44年ぶりの海開き(H22年)】



② 湖山池の水質浄化対策

- 県と鳥取市が策定する水質管理計画に基づき、各種水質保全施策を総合的・計画的に推進して水質改善を進めます。また、環境改善・漁業振興を目的にした塩分導入を実施することとしました。

| | |
|--------------------|---|
| 流入汚濁負荷の一層の削減 | 生活排水対策（下水道・浄化槽等の整備）、工場・事業場排水対策、農地・市街地・森林の適正管理など |
| 湖内浄化対策 | 湖内等のしゅんせつや、湖面・湖底の清掃など |
| 自然浄化機能の活用 | 流入河川河口部のウェットランド（自然浄化機能を用いた浄化施設）造成など |
| 地域住民等の協力確保と環境学習の推進 | 行政と住民組織による活動推進など |
| 調査・研究 | 汚濁機構解明調査、水質浄化技術実証検討、施肥削減技術の実証と普及など |

【青島ライトアップ(廃油ローソク)】

【湖山池】

【ひょうたん島イベント(自然体験)】



③ 東郷池の水質浄化対策

- ・ 県が策定した水質管理計画に基づき、各種水質保全施策を総合的・計画的に推進することとし、地域住民が取り組む水質浄化活動や行政が取り組む施策を具体的に盛り込んだ行動計画（アクションプログラム）により水質改善を進めます。

| | |
|--------------------|---|
| 流入汚濁負荷の一層の削減 | 下水道等への接続促進、工場・事業場排水対策、環境にやさしい農業の推進、森林の適正管理、市街地の清掃など |
| 湖内浄化対策 | 直接浄化対策の実施（湖内覆砂の効果検証）など |
| 自然浄化機能の活用 | 魚介類資源回復のための調査、魚類・シジミ等の生息環境の改善、水生植物帯（ヨシ等）の再生など |
| 地域住民等の協力確保と環境学習の推進 | 地域住民・事業者・行政の協働による浄化活動（アダプトプログラム制度の導入・参加やモク（水草）肥料化プロジェクト）、環境学習、行政による活動支援など |
| 調査・研究 | 水質改善に向けた調査・研究（東郷池五感チェック結果等による新たな水質指標の作成等）湖沼・河川等の水質調査など |

【東郷池】



V-1-2 ラムサール条約登録湿地の保全と活用

① ラムサール条約登録湿地の保全と活用

- ・ ラムサール条約登録湿地である中海において、条約の趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利用（ワイズユース）」を一層推進するために、関係自治体・NPO・地域住民等と連携して、国内外の条約登録湿地のこどもたちをはじめとするみなさんと引き続き交流を継続し、湿地を通じた環境学習・保全意識の普及に取り組めます。

【こどもラムサール全国湿地交流会（H23年）】



V-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全

ア 目 標

- ・ 生物多様性の回復と適切な動植物の保護・管理を進めます

| 主な目標指標 | 現 状 (平成22年度末) | 目 標 (平成26年度末) |
|--------------------|------------------|------------------|
| 希少野生動植物の保護管理団体の認定数 | 13団体 | 17団体 |

イ 現状と課題

- ・ 中山間地域の過疎化・高齢化などにより耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加し、地域の人々の生活や生産活動によって育まれてきた自然環境や里山環境が失われつつあり、この結果、①動植物の生息・生育環境の質の低下、②人と野生鳥獣の軋轢の深刻化、③景観や国土保全機能の低下、④管理の担い手の活力低下などの問題が発生しています。

よって、野生生物の保護と管理を推進するとともに、地域における自然環境意識の醸成、地域のイメージアップ等を図るため、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などの地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、「人と自然が共存する地域」を目指す必要があります。

ウ 各主体に期待される役割

| | |
|--------|--|
| 県民・NPO | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物の放逐抑制とペットの責任ある飼育 ・ 生物多様性保全活動に参加・協力 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動植物や生態系保全活動への参加・協力・支援 ・ 土地改変等の開発や事業活動を行う際に野生動植物の生育・生殖環境に配慮 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性保全に関する意識向上のために、地域住民へ普及啓発 ・ 地域の外来種防除計画の策定や防除体制の構築を進める |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性保全、野生動植物の保護・管理などに向けた調査・取り組みを推進 ・ 生物多様性保全に関する意識向上のために、住民へ普及啓発 ・ 各主体が行う、生物多様性保全などの自主的な取り組みを支援 |

エ 施 策

V-2-1 野生生物の保護と管理

① 野生鳥獣の適切な保護管理の推進

- ・ 野生鳥獣との良好な共存を図るため、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護行政

の推進に取り組みます。

- ・ 人間社会との軋轢が生じているイノシシ・ニホンジカ等や、絶滅のおそれが危惧されるツキノワグマ等について、被害防止、生息状況把握及び保護管理を行い、棲み分けや共存の実現を目指します。
- ・ 傷病鳥獣の保護により鳥獣の野生復帰を図り、種の保全や環境モニタリングに資するとともに、愛鳥活動をとおして愛鳥思想高揚や野生鳥類に対する保護思想の普及を図ります。



② 希少野生動植物の保護管理の推進

- ・ 希少野生動植物を保護するため、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき保護管理事業を行う団体の掘り起こしを行い、団体活動への支援を実施します。

③ 外来種防除対策の推進

- ・ 生態系のかく乱を防ぐため、鳥取県外来種検討委員会において、外来種への生息・生育、被害の現状及び防除方法等を検討し明らかにするとともに、効果的な防除方法の開発・実証、県民との協働により防除の推進を図ります。

④ 鳥インフルエンザ対策の推進

- ・ 環境省が策定したマニュアルに基づき、野鳥におけるウイルス保有状況調査を実施するとともに、高病原性インフルエンザの発生状況に応じて、野鳥監視・回収等を実施します。

V-2-2 里地里山の再生

① 里地里山再生を通じた生物多様性の回復と適切な動植物の保護・管理

- ・ 地域における自然環境に配慮した里地里山再生の取組みを進めるための計画策定を支援するとともに、地域の里地里山の再生や地域活性化の取組みを支援します。
- ・ 放置され荒廃した里山の公益機能や景観の悪化等の課題に対して、集落等が主体となった里山林の環境整備を支援します。

* 里地里山：原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域

V-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

ア 目 標

- ・ 環境に負荷の少ない農業を進めるとともに、森林の整備・保全を図り、農地
- ・ 森林の持つ多面的機能を高めます

| 主な目標指標 | 現 状 (平成22年度末) | 目 標 (平成26年度末) |
|--------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 有機農産物・特別栽培農産物の 認定面積 [ヘクタール] | 1,050ヘクタール | 1,280ヘクタール |
| とっとり共生の森参画企業数 [社] | 14社 | 19社 |
| 間伐面積 [ヘクタール] (森林吸収量) | 4,200ヘクタール (515千tCO ₂) | 4,500ヘクタール (610千tCO ₂) |

イ 現状と課題

- ・ 農地は、農業生産の場であると同時に、河川・雨水の浸透による地下水の涵養機能、作物による二酸化炭素の固定などの環境保全機能をもっています。
 また、農業体験や環境学習などの教育・啓発機能、やすらぎのある風景の創出などの景観形成やレクリエーションの場の提供などの役割も果たしています。
 このような多面的な機能をもつ農地の保全は、人々の食の安全と安心への関心が高まっている現在、安全な農作物の生産・提供にもつながっています。
- ・ 環境に負荷の少ない農業として、有機農産物・特別栽培農産物の生産を推進するため、総合的な支援（認定・認証、技術開発と普及、消費者PR、販路開拓・情報発信など）を行っているところです。また、エコファーマー（環境にやさしい農業生産を行う農家）を認定し、堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進しているところです。
 しかし、県民の有機農産物・特別栽培農産物の認知度はまだまだ十分でなくシンポジウムの開催など引き続き制度PRが必要であること、地域・農産物毎の生産技術の体系化が不十分のため容易に取り組める環境が整っていないこと、売り場の設置等が進んでいないため、より安定した販売環境を整える必要があることなどの課題があります。
- ・ 森林が持つ多面的機能（二酸化炭素の吸収、水源かん養、県土の保全など）を高めるため、県民の森林・林業に対する関心の向上を目的とした森林環境保全税の制度・事業内容等のPR、木材生産に要する経費の低コスト化を目的とした支援、集約化による効率性の向上、機械の導入や作業道の整備を進めつつ、間伐等の森林整備の推進に取り組んできたところです。
 今後も、森林環境保全税制度について、県民の関心を高めるための取組を継続して実施することが必要です。加えて、更なるコスト削減を進め、利用間伐による収益を確保して森林所有者に利益を還元していく低コスト林業を推進することも必要です。一方で、材価が低迷を続けていることからコスト削減効果が現れにくくなっていることも課題です。

ウ 各主体に期待される役割

| | |
|--------|--|
| 県民・NPO | <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい農業への取り組みの理解を深める ・森林体験学習や森林ボランティア活動に積極的に参加 ・住宅等への県産材の利用を増やす |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地や森林を適正管理するとともに、環境にやさしい農業を実践し、消費者への情報発信に努める ・とっとり共生の森などの森林ボランティア活動や森林体験学習に参加・支援 ・事業所や建築資材に県産材を使用 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地や森林を保全するとともに、ふれあいや環境学習の場として活用した地域への普及啓発 ・公共事業・公共施設への県産材の利用を増やす |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい農業を推進し、それらの情報を県民に発信 ・農地や森林の保全・整備、ふれあいや環境学習の場としての活用等に関するしくみづくりや普及啓発 ・公共事業・公共施設への県産材の利用を増やす |

エ 施策

V-3-1 有機・特別栽培農産物の総合的な支援

① 有機・特裁（有機農産物・特別栽培農産物）生産者が取り組みやすい環境づくり

- ・生産体制の整備として、耕作放棄地の活用などの生産者の取り組みを支援・促進するとともに、有機・特裁の認証制度により生産物の差別化を図ります。
- ・生産者の育成として、既取り組み農家の事例紹介や助言を得られる体制を整備し、相談に応じるとともに、研修会・講習会を開催します。また、希望者が円滑に就農できるよう、農業大学校での研修教育、資金の貸付けを行います。
- ・生産者間のネットワークづくりの推進として、技術情報データベースの構築や実践ほ場の見学会・勉強会開催などにより、地域のネットワークづくりを支援します。
- ・地域資源を活用した土づくりの推進として、堆肥化施設を整備した畜産農家と堆肥を利活用する耕種農家とのマッチングを支援し、耕畜連携を推進します。

【有機JASマーク】



② 有機・特裁の技術の開発・普及

- ・試験研究体制・普及体制の強化として、試験場に担当部署を設置し、各普及所に窓口担当普及員を配置します。また、改良普及員に対する技術及び知識を習得させるための研修を充実させ、現場への的確な情報発信を行います。
- ・生産技術確立に向けた試験研究開発及び実証実験など、課題・要望及び意見を的確に把握した試験研究課題の設定を行います。また、農家等が開発した栽培技術・成果の実証試験を行い、技術的な課題を検証するとともに、有用な技術・研究成果等の情報提供を行います。さらに地域・現場に適応した栽培技術を普及するため、

各普及所ごとに農家が栽培を行うモデル展示ほ場を設置します。

③ 有機・特裁に対する消費者・生産者への制度PR

- ・ 制度・しくみ、生産情報などの消費者発信として、販売している有機・特裁及びその生産者情報を、ホームページで提供します。また、セミナーの開催や各種イベント、新聞、TV等を活用し、正しい知識の普及啓発に努めます。
- ・ 生産者と消費者の交流推進として、交流会・勉強会開催の取り組みを支援するとともに、食育、地産地消などの各種イベントで制度・情報の普及・啓発を行います。

④ 有機・特裁の販路開拓・情報発信

- ・ 販路開拓のための生産・販売に関する情報発信の強化として、販路に関する情報交換の場の提供、販売店や生産・出荷情報のデータベース整備を行います。
- ・ 生産者と流通業者のマッチング推進として、商談会等の開催、セミナー・シンポジウムなどを通じた意見交換を行い、流通業者等との連携に努めます。

V-3-2 エコファーマーの推進

① エコファーマーの推進

- ・ 過剰な化学肥料や農薬の使用を避け、堆肥を施用した土づくりを行うなど、環境と調和のとれた持続的な農業を行う農業者を「エコファーマー（環境にやさしい農業生産を行う農家）」として認定し、資金面の支援を行うとともに、生産される農産物を消費者に対しアピールして認知度をあげ、環境にやさしい農業を促進します。

【エコファーマーロゴマーク】



② 環境保全型農業直接支払制度の円滑な推進

- ・ 環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた交付金（国：4,000円/10a、県：2,000円/10a、市町村：2,000円/10a）を交付することにより、環境保全型農業に取り組む農業者等に支援します。

V-3-3 県民との協働による森林づくりの推進

① 全ての県民で森林を守り育てる意識の共有・実践の推進

- ・ 森林環境保全税の制度・事業内容等について、各種メディアの活用やフォーラムの開催等を通じてPRを実施し、県民の森林・林業に対する関心の向上を図ります。
- ・ 森林環境保全税を活用して、ボランティア団体、NPO、小中学校等による森林づくりへの県民参加を促す森林体験企画を支援します。

② 企業等と地域が連携したボランティア活動による森林整備の推進

- ・ 「とっとり共生の森」として、企業などの環境保全活動の高まりを県内森林フィ

ールドに呼び込むため、森林所有者と企業等との架け橋となり、地域との調整や企業等の森林保全活動（植林、間伐・枝打ち）などへの支援を行います。

【とっとり共生の森（森林保全活動）】



③ 積極的な県産材使用による林業生産活動サイクルの活性化と林業支援

- ・ 木材関係者、建築事務所、工務店等と連携して、木造・木質化のメリット、木材の良さ、木を使うことの意義等の情報を、各種メディアの活用やフォーラムの開催等を通じてPRします。

④ カーボン・オフセットの取組みによる森林づくりの推進

- ・ 県内の森林から生まれたオフセット・クレジット（J-V E R）を活用し、森林整備の一層の推進を図ります。
- ・ J-V E Rを活用する取組（カーボン・オフセットに取り組む企業・団体を、森林を守る優良企業等として認定する等）を推進することにより、森林を守る意識の普及啓発を図ります。

* カーボン・オフセット

：企業等が、二酸化炭素排出量のどうしても削減できない分を、自主的に他の場所での吸収・削減量で埋め合わせること

* オフセット・クレジット（J-V E R）

：国内の森林整備等のプロジェクトにより実現された温室効果ガス吸収量等を、カーボン・オフセットに用いるために発行するクレジット（排出権）のこと

V-3-4 森林所有者等による森林整備の推進

① 低コスト林業推進による森林整備のための条件整備

- ・ 林業の低コスト化に必要な森林施業の集約化、作業道等路網の整備や高性能機械の導入を支援します。
- ・ 鳥取式作業道の整備を推進するため、鳥取式作業道開設士の養成を行います。

② 間伐実施及び間伐材の搬出促進

- ・ 低コスト林業の推進により、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進します。

V-3-5 公益的機能の高い森林の公的整備の推進

① 機能低下・荒廃した森林の整備

- ・ 森林所有者による整備が困難で機能が低下した森林について、間伐を中心とした森林整備を行います。
- ・ 森林環境保全税を活用して、森林所有者による整備が困難な荒廃森林について、強度間伐を実施し、針広混交林化を進めます。また、放置竹林の整備を推進するとともに、竹の利活用を進めます。

V-4 人と自然とのふれあいの確保

ア 目 標

- ・豊かな自然環境の保全と地域固有の環境資源を活用した地域づくりを推進し、人と自然のふれあいの場として確保します

| 主な目標指標 | 現 状 (平成22年度末) | 目 標 (平成26年度末) |
|-----------------------|------------------|------------------|
| 自然保護ボランティア登録者数 [人] | 110人 | 140人 |
| 新たな森林の活用の取組の普及 | 0 | 4取組 (1取組/年) |

イ 現 状 と 課 題

- ・優れた自然の風景地の利用増進を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、施設・自然歩道の整備・修繕や管理等について、利用者ニーズ・優先度を勘案した計画的な実施を継続する必要があります。また、自然保護思想の普及啓発等を目的とするボランティア登録数増加や質的向上も必要です。
- ・鳥取県のシンボル、鳥取砂丘を皆で大切に守り、利用し、未来に引き継いでいくため、今後も調査研究や除草作業等の事業を実施するとともに、観光客等へ砂丘の魅力・価値を伝えるガイドを養成する必要があります。
- ・山陰海岸ジオパークは、平成22年10月に世界ジオパークネットワークへ加盟し、これまでの学術関係中心の取組から、今後は活用（産業、教育）に向けた取組や県外への普及啓発を推進する必要があります。
- ・鳥取県を代表する文化財の三徳山の世界遺産登録に関する「本資産が持つ顕著な普遍的価値の証明が不十分」との国の審議結果を視野に入れながら、調査研究、保存管理、情報発信等の取組を行う必要があります。
- ・ユニークな取組である「森のようちえん」や「森林セラピー」が注目されていますが、継続的に取り組むには、他県との差別化が必要です。
- ・自然環境の保全と自然文化資源の観光利用の両立を図るエコツーリズムにおいて、活動メニューの充実や情報発信などにより活動の機会を増やし、環境保全の意識醸成を図ることが必要です。

* エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた

ウ 各主体に期待される役割

| | |
|--------|--|
| 県民・NPO | ・自然保護活動や観察会などへの積極的な参加、身近な自然環境や地域固有の環境資源とのふれあいを通じて、自然への理解を深める |
| 事業者 | ・土地の改変等の開発や事業活動を行う際は、周辺の自然環境に配慮 |

| | |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・自然保護活動に積極的に参加・協力 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で取り組む自然保護活動や自然観察会などの開催支援により、自然とのふれあいを通じた自然への理解を深める機会を提供 ・地域の特色ある自然環境の保護や普及啓発 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園などの適正管理、自然保護推進、快適な地域づくりに取り組むとともに利用促進に向けた情報発信 ・地域固有の環境資源について、調査研究や保全への取り組み、情報発信による理解の深化、地域づくりへの活用 |

エ 施策

V-4-1 自然公園の利用促進と花と緑のまちづくりの推進

① 自然と調和した自然公園や自然環境保全地域の利用促進

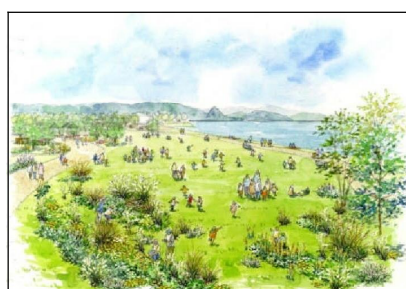
- ・ 自然公園の貴重な自然に県民が安全・快適に親しむため、自然保護監視員の巡視活動などを通じて、適切かつ速やかな施設整備や維持管理を行い、利用促進に向けた広域的な情報提供やPRを行います。

② 自然保護監視の推進

- ・ 自然公園や自然環境保全地域等での巡視活動や自然保護思想の普及啓発等を行うために自然保護監視員を配置し、自然保護ボランティア制度を運用しながら県下全域での自然保護を推進していきます。

③ 都市緑化フェア開催を契機とした花と緑のまちづくりの推進

- ・ 平成25年に鳥取市で開催される都市緑化フェアを通して、鳥取県らしい公共空間の緑化を図るとともに、地域にある身近な草花を活用した花と緑あふれる快適な地域づくりを促進します。



V-4-2 環境資源を活用した魅力ある地域づくり

① 鳥取砂丘の保全・再生と適正な利用

- ・ 鳥取砂丘の保全再生に関する調査研究及び除草作業等の事業を実施し、鳥取砂丘の保全再生に取り組めます。
- ・ 「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づき、鳥取砂丘レンジャーによる巡視指導、条例の趣旨の普及啓発を行うとともに、観光客等へ砂丘の価値を解説する

ガイドを通じて砂丘の魅力情報を発信します。

【砂丘レンジャー（巡視）】



【砂丘レンジャー（ガイド）】



② 山陰海岸世界ジオパークネットワークの推進

- 平成22年10月に世界ジオパークネットワーク加盟が認定された山陰海岸ジオパーク（科学的に見て特に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園）において、地質遺産を保護し研究に活用するとともに、教育や地域の振興に活かします。



③ 三徳山の世界遺産登録と国立公園化の推進

- 鳥取県を代表する文化財である三徳山について、世界遺産登録を視野に入れながら、地元関係者と連携し、調査研究を進めると共に、保全管理の取組、観光振興及びまちづくりへの活用を推進します。
- 「三徳山・小鹿溪」一帯は、急峻で複雑な地形の中に特有の植生が存在し、その傑出した景観や豊かな自然が現在に承継されていることから、大山隠岐国立公園への編入を推進し、自然環境の保護・保全と適切な利用を図ります。

④ 森林の癒し活用の推進

- 全国的に注目されている「森のようちえん」、「森林セラピー」など、森林の癒し活用を推進し、とっとり発の取り組みとして全国に発信するとともに、森林保全意識の醸成へつなげます。

【森林セラピー】



【森のようちえん】



⑤ 自然環境保全に配慮したエコツーリズムの推進

- ・ 平成25年度に鳥取県で「エコツーリズム国際大会2013 in 鳥取」が開催されることもあり、自然文化資源を活用した観光メニューの造成や既存メニューの磨き上げをし情報発信を行うことにより、エコツーリズムを実践する機会を増やし環境保全の意識醸成を図ります。